

香芝市財産区財産の管理及び処分に関する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

香芝市長 福岡 憲宏

香芝市規則第17号

香芝市財産区財産の管理及び処分に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、財産区の財産（以下「財産区財産」という。）の取扱いについて、香芝市財産区財産の管理及び処分に関する条例（令和4年条例第25号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(財産区財産の認定等)

第2条 市長は、財産区総代（財産区の区域内の住民の代表者をいう。）から財産区財産認定申請書（第1号様式）により申請があったときは、財産区財産の認定をすることができる。

2 市長は、前項の申請書のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

3 第1項の認定を行う場合において、旧村（明治22年4月1日以前において、一定の区域に居住する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。以下同じ。）又は旧大字（旧村から承継した団体をいう。以下同じ。）から財産区への承継は、別表によるものとする。

4 第1項の認定を行った場合は、市長は、登記等に必要な処理を行うものとする。

5 第1項の認定を行った場合は、市長は、財産区財産証明書（第2号様式）を交付するものとする。

6 第4項の登記の所有者の名義は、別表財産区の欄に掲げる財産区の名義とする。

(財産区財産の管理に係る申請)

第3条 条例第2条の規定による承認を得るため、申請に使用する文書の様式は、次の各号に定めるところによる。

(1) 財産区財産形状等変更申請書（条例第2条第1号） 第3号様式

(2) 財産区財産登記変更申請書（条例第2条第2号） 第4号様式

(3) 財産区財産賃貸借等申請書（条例第2条第3号） 第5号様式

2 市長は、前項各号の申請書のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項の申請について、適当であると認めるときは、その内容及びこれに付した条件を、不相当と認めるときは、その旨を書面により通知す

るものとする。

- 4 前項の条件に違反する行為があったときは、市長は、原状に復するための改善命令を行うことができる。

(財産区財産の処分又は廃止)

第4条 財産区財産を処分し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ所有権保存登記等必要な処理を行い、財産区財産処分等申請書（第6号様式）に次の各号に定める書類を添えて市長に申請し、その承認を得なければならない。

- (1) 登記簿謄本
- (2) 関係者（団体）の承諾書
- (3) 処分又は廃止後の土地利用計画書
- (4) 会議録等協議の経緯が分かる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の申請について、適当であると認めたときは、その内容及びこれに付した条件を、不適當と認めたときは、その旨を書面により通知するものとする。

(必要経費の取扱い)

第5条 財産区財産を処分し、又は廃止するための鑑定、測量、登記又は造成等に係る費用は、市及び財産区が支払うものとする。

(財産区財産に準じる財産)

第6条 所有者の名義、取得の経緯その他管理の状況から財産区財産と推定される財産（以下「財産区財産に準じる財産」という。）の取扱いについては、第2条から前条まで（第2条第6項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第2条第1項中「財産区財産認定申請書（第1号様式）」とあるのは「財産区財産に準じる財産認定申請書（第7号様式）」と、同条第5項中「財産区財産証明書（第2号様式）」とあるのは「財産区財産に準じる財産証明書（第8号様式）」と、第4条第1項中「財産区財産処分等申請書（第6号様式）」とあるのは「財産区財産に準じる財産処分等申請書（第9号様式）」と読み替えるものとする。

- 2 財産区財産に準じる財産の所有者の名義は、香芝市の名義とする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後にされる財産区財産の管理及び処分について適用し、同日前にされた財産区財産の管理及び処分については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

旧村	旧大字	財産区
五位堂村	大字五位堂	五位堂財産区
鎌田村	大字鎌田	鎌田財産区
良福寺村	大字良福寺	良福寺財産区
別所村	大字別所	別所財産区
瓦口村	大字瓦口	瓦口財産区
下田村	大字下田	下田財産区
逢坂村	大字逢坂	逢坂財産区
狐井村	大字狐井	狐井財産区
北今市村	大字北今市	北今市財産区
五ヶ所村	大字五ヶ所	五ヶ所財産区
磯壁村	大字磯壁	磯壁財産区
畑村	大字畑	畑財産区
穴虫村 穴虫村馬場方	大字穴虫	穴虫財産区
関屋村	大字関屋	関屋財産区
田尻村	大字田尻	田尻財産区
高村	大字高	高財産区
上里村 中筋村 上中村 上中村中筋方	大字上中	上中財産区
今泉村	大字今泉	今泉財産区
平野村	大字平野	平野財産区
畠田村 畠田村尼寺方	大字尼寺	尼寺財産区

第1号様式（第2条関係）

財産区財産認定申請書

年 月 日

香芝市長 様

財産区
総代 印
(署名の場合は、押印不要)
(共有財産区の場合は連署)

財産区財産の認定を受けたいので、香芝市財産区財産の管理及び処分に関する規則第2条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 物件の表示

所 在

地 番

地 目

地 積 m^2 (実測 m^2)

ほか 筆

2 添付書類（必要な場合のみ）

- (1) 登記簿謄本（旧土地台帳謄本）
- (2) 地籍図（不動産登記法第14条に規定する地図）
- (3) 関係者（団体）の承諾書
- (4) 各財産区持分割合が分かる書類
- (5) その他

第2号様式（第2条関係）

香 証第 号

財産区財産証明書

財産区

総代

次の物件を 財産区の財産区財産と認定したことを証明します。

年 月 日

香芝市長



1 物件の表示

所 在

地 番

地 目

地 積 m^2 (実測 m^2)

ほか 筆

2 その他

第3号様式（第3条関係）

財産区財産形状等変更申請書

年 月 日

香芝市長 様

財産区
総代 印
(署名の場合は、押印不要)
(共有財産区の場合は連署)

財産区財産の（形状・利用目的）を変更したいので、香芝市財産区財産の管理及び処分に関する規則第3条第1項第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 物件の表示

所在

地番

地目

地積 m^2 (実測 m^2)

ほか 筆

2 形状・利用目的変更の内容

3 添付書類（必要な場合のみ）

- (1) 登記簿謄本（旧土地台帳謄本）
- (2) 地籍図（不動産登記法第14条に規定する地図）
- (3) 計画図
- (4) 関係者（団体）の承諾書
- (5) その他

第4号様式（第3条関係）

財産区財産登記変更申請書

年 月 日

香芝市長 様

財産区

総代 印

（署名の場合は、押印不要）

（共有財産区の場合は連署）

財産区財産の（分合筆・地目変更等）に係る登記をしたいので、香芝市財産区財産の管理及び処分に関する規則第3条第1項第2号の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 物件の表示

所 在

地 番

地 目

地 積 m²（実測 m²）

ほか 筆

2 登記事項の変更事由

3 添付書類（必要な場合のみ）

(1) 登記簿謄本

(2) 地籍図（不動産登記法第14条に規定する地図）

(3) 計画図

(4) 関係者（団体）の承諾書

(5) その他

第5号様式（第3条関係）

財産区財産賃貸借等申請書

年 月 日

香芝市長 様

財産区
総代 印
(署名の場合は、押印不要)
(共有財産区の場合は連署)

財産区財産の賃貸借等をしたいので、香芝市財産区財産の管理及び処分に
関する規則第3条第1項第3号の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 物件の表示

所 在

地 番

地 目

地 積 m² (実測 m²)

ほか 筆

2 賃貸借等の内容

3 賃貸借等の相手方

4 添付書類（必要な場合のみ）

- (1) 登記簿謄本
- (2) 地籍図（不動産登記法第14条に規定する地図）
- (3) 賃貸借契約書等
- (4) 関係者（団体）の承諾書
- (5) その他

第6号様式（第4条関係）

財産区財産処分等申請書

年 月 日

香芝市長 様

財産区
総代 印
(署名の場合は、押印不要)
(共有財産区の場合は連署)

財産区財産を（処分・廃止）したいので、香芝市財産区財産の管理及び処分に関する規則第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 物件の表示

所 在

地 番

地 目

地 積 m^2 (実測 m^2)

ほか 筆

2 内容等

- (1) 処分等の内容
- (2) 処分等の目的・理由
- (3) 処分等の相手方

3 添付書類

- (1) 登記簿謄本
- (2) 関係者（団体）の承諾書
- (3) 処分又は廃止後の土地利用計画書
- (4) 会議録等協議の経緯が分かる書類
- (5) その他

第7号様式（第6条関係）

財産区財産に準じる財産認定申請書

年 月 日

香芝市長 様

財産区
総代 印
(署名の場合は、押印不要)
(共有財産区の場合は連署)

財産区財産に準じる財産の認定を受けたいので、香芝市財産区財産の管理及び処分に関する規則第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 物件の表示

所 在

地 番

地 目

地 積 m^2 (実測 m^2)

ほか 筆

2 添付書類（必要な場合のみ）

- (1) 登記簿謄本（旧土地台帳謄本）
- (2) 地籍図（不動産登記法第14条に規定する地図）
- (3) 関係者（団体）の承諾書
- (4) 各財産区持分割合が分かる書類
- (5) その他

第8号様式（第6条関係）

香 証第 号

財産区財産に準じる財産証明書

財産区

総代

次の物件を 財産区の財産区財産に準じる財産と認定したことを証明
します。

年 月 日

香芝市長



1 物件の表示

所 在

地 番

地 目

地 積 m^2 (実測 m^2)

ほか 筆

2 その他

第9号様式（第6条関係）

財産区財産に準じる財産処分等申請書

年 月 日

香芝市長 様

財産区
総代 印
(署名の場合は、押印不要)
(共有財産区の場合は連署)

財産区財産に準じる財産を（処分・廃止）したいので、香芝市財産区財産の管理及び処分に関する規則第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 物件の表示

所 在

地 番

地 目

地 積 m^2 （実測 m^2 ）

ほか 筆

2 内容等

- (1) 処分等の内容
- (2) 処分等の目的・理由
- (3) 処分等の相手方

3 添付書類

- (1) 登記簿謄本
- (2) 関係者（団体）の承諾書
- (3) 処分又は廃止後の土地利用計画書
- (4) 会議録等協議の経緯が分かる書類
- (5) その他